

### 3 相談体制その他

(4) 社会保険審査官及び社会保険審査会法によれば、2年で不服申立てができなくなることから、この時効にかかる案件については総務省に置かれた年金記録確認第三者委員会でも救済されないと不服申立て人が思い込むことにより、同委員会の活動の妨げにならないか。

- 社会保険審査官及び社会保険審査会法第4条第2項は、被保険者若しくは加入員の資格、標準報酬又は標準給与に関する処分に対する審査請求は、原処分があった日の翌日から起算して2年を経過したときは、することができないと規定しているが、被保険者資格及び標準報酬は保険給付の基礎として重要であるところ、これらに関する処分がいつまでも不確定の状態に置かれることは不適当であることから、次のような点も考慮し、規定されたものであると承知している。
  - ・保険者等が長期間にわたって資料を完全に保管することが困難であること
  - ・保険料を徴収する権利の時効が2年であること
- 一方、年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に対する確認申立てについては、申立ての期間に制限はなく、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続要領」（平成19年8月9日総務省行政評価局長及び社会保険庁運営部長決定）において、「社会保険審査官に対する審査請求又は社会保険審査会に対する再審査請求において審査中の事案又は棄却された事案についても対象とする」旨を明記し、地方社会保険事務局を通じ社会保険事務所に周知しているところである。

○ したがって、不服申立ての期間を2年に限っていることが、第三者委員会の活動の妨げになるとは考えていながら、御指摘を踏まえ、不服申立ての期間を経過した事案についても第三者委員会に対する確認申立ての対象となることを念のため地方社会保険事務局を通じ社会保険事務所に周知してまいりたい。

### 3 相談体制その他

(5) 年金記録確認第三者委員会が発足した後の、社会保険審査官又は社会保険審査会への不服申立ての受理件数はどうなっているか。また、社会保険審査官又は社会保険審査会において審査中の事案は何件で、同委員会が発足した後に不服申立てが取り下げられた件数は何件か。

- 年金記録確認第三者委員会が発足（平成19年6月22日）以降における、社会保険審査官又は社会保険審査会の年金記録に関する不服申立て受理件数、審査中の件数及び取り下げられた件数は次のとおりである。

#### 社会保険審査官

（平成19年6月22日から8月8日まで）

不服申立て受理件数 22件

審査中の件数 20件

取り下げ件数 0件

#### 社会保険審査会

（平成19年6月22日から9月7日まで）

不服申立て件数 7件

審査中の件数 7件

取り下げ件数 0件

### 3 相談体制その他

(6) 相談窓口、社会保険審査官、社会保険審査会での過去の相談・不服申立て事案や拒絶事案のパターン別集計はどうなっているのか。(過去 10 年分)

- 社会保険事務所等での相談窓口における内訳別の相談件数は平成 17 年 5 月より集計しており、平成 17 年度（11 ヶ月分）と平成 18 年度の内容別件数は別添のとおり。社会保険審査官、社会保険審査会での不服申立て事案や拒絶事案の内容別での区分は行っていない。

## 年金相談内容別内訳

	平成18年度	<件> <参考>平成17年度
1. 年金制度に関する相談	1,151,552	1,004,237
2. 被保険者記録に関する相談	1,383,391	1,284,685
3. 年金見込額に関する相談	1,929,386	1,573,557
4. 年金の裁定請求に関する相談	4,096,736	3,288,466
5. 年金証書の内容等裁定に関する相談	262,362	271,190
6. 諸変更手続きに関する相談	3,379,509	2,728,378
7. 各期支払額の内容、返納金の内訳等 年金の支払いに関する相談	1,720,962	1,501,669
8. その他	1,992,198	1,905,088
計	15,916,096	13,557,270

(注1)相談件数は来訪・電話・文書相談の合計である。

(注2)平成17年度の内訳は、統計がある5月～3月の11ヶ月分であるため参考とした。

(注3)1度の相談で相談内容が複数ある場合は主たる相談内容1件として整理している。

### 3 相談体制その他

(7) 本人以外が年金記録を照会するには本人の委任状が必要となるが、企業がその従業員について照会するために一人ひとりから委任状を取ることは事務負担が大きいといわれている。この企業の代理権はもっと緩和できないか。

- 年金記録は、重要な個人情報であり、必ずご本人の意思を確認した上で行う必要があることから、その企業の従業員であっても委任状による代理権の確認は必要と考えている。  
なお、複数の従業員からの委任を受ける場合については、連記式委任状を使用することで企業担当者の事務負担の軽減を図っている。

### 3 相談体制その他

(8) 厚生年金基金の代行返上の際、社保庁のデータと当該基金のデータが食い違っていた場合に、社保庁のデータどおり修正して返上した例があったといわれている。このデータが間違っていた場合、その修復は可能なのか。可能だとすると、どのような手続で復元するのか。

- 1 厚生年金基金が代行返上の申請を行う際、厚生年金基金は、事前に自己の保有する記録を基に対象者の情報を作成し、社会保険庁へ照会を行い、その情報を基に社会保険庁では、保有する記録から対象者を抽出し、厚生年金基金へ回答している。
- 2 その後、厚生年金基金において双方の記録を突合した結果、不一致となった記録については、厚生年金基金は、保有する記録に誤りがあったと判断した場合、記録を訂正し、基金において保有する記録の確度が高いと判断した場合は、社会保険事務局に記録の調査・確認を行い、その結果により、社会保険事務局又は厚生年金基金において記録の訂正を行っている。
- 3 厚生年金基金の代行返上の際には、以上のような確認手続を経て、適正な記録の整備が行われているものであるが、仮に、当該記録が間違っていたことが判明した場合は、社会保険事務局において各種の訂正処理を行うことにより記録を復元することは可能である。

# 代行返上に係る記録整理事務の流れ

【厚生年金基金】  
被保険者記録照会データの作成

社会保険業務センターに被保険者記録の提供  
依頼（企業年金連合会を経由）

【厚生年金基金】  
国の被保険者記録と基金の加入員記録を突き合わせ

突き合わせの結果  
国と基金記録が一致

終了

不一致記録あり

- ①基金が保有する記録に  
誤りがあったと判断
- ②基金において保有する記録が適正であると判断

【厚生年金基金】  
加入員等記録の訂正

社会保険庁の記録が  
適正であると判断

【厚生年金基金】  
加入員等記録の訂正

社会保険事務局において、  
基金からの照会内容を調査（注）

調査結果

基金記録が適正であると判断

【社会保険事務局】  
被保険者記録の訂正

（注）社会保険事務局の調査内容については、基金の異動年月日の相違、標準報酬月額の相違等を調査している。

### 3 相談体制その他

(9) 被保険者・受給者が、必ずしも年金について詳しい知識を持っていない状況の中で、ねんきん定期便、個別回答などの各種通知書類の内容は、被保険者・受給者にとって分かりやすいものとなっているか。

また、ねんきん定期便、特別便、個別回答などの各種通知書類の内容は、必要かつ十分なものとなっているか。給付額に影響する標準報酬月額や標準賞与額が記載されていないとすれば、不十分ではないか。

- 1. 「ねんきん定期便」の様式については、内部の職員からの意見聴取に加え、
  - ①社会保険庁ホームページにおける国民からの意見募集
  - ②シンクタンクや広告代理店からの意見聴取などを実施し、幅広くご意見を頂きながら、検討を進め、内容を固めてきたところである。
- 2. このように、各種通知書類の内容については、被保険者・受給者の方々にとって、分かりやすく、必要かつ十分なものとなるように心がけている。

3. 平成19年12月から平成21年3月までに送付する「ねんきん特別便」は、年金記録の確認に必要な情報である加入履歴を送付することを最優先課題としていることから、標準報酬月額等の情報をお知らせすることとした場合には、システム開発やデータ作成などが必要となり、スケジュール的に対応は困難であるため対応していない。
4. なお、平成21年4月から本格実施する「ねんきん定期便」は、
  - ① 一定期間については、加入履歴並びに過去のすべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況（納付、未納、免除等の別）、
  - ② 一定期間経過後については、直近1年分の厚生年金の標準報酬月額（標準賞与額）及び国民年金の保険料納付状況（35歳、45歳、58歳の節目に該当する被保険者には、加入履歴、過去のすべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況（納付、未納、免除等の別））をお知らせすることとしている。

### 3 相談体制その他

(10) 従業員の給料からは厚生年金保険料を天引きしたにもかかわらず、これを事業所が社会保険事務所に納めてない場合、このような従業員に係る年金給付への対応策はどうするのか。

- 「年金記録に係る申立に対するあっせんに当たっての基本方針」(7月10日総務大臣決定)においては、厚生年金保険料を納付していたにもかかわらず記録に反映されていない場合の取扱いについて、「政府における対応を待って検討する」とされている。
- この問題については、「誠実に保険料を納付した方々の権利の実現」という第三者委員会の目的をどのように実現していくべきのか、また、
  - ・ 被保険者から保険料を徴収する一方で、自らの保険料納付義務や届出義務を果たしていない事業主の責任をどう考えるか。
  - ・ 社会保険庁の法的な責務をどう考えるか。また、適用事務は適切に行われていたのか。
  - ・ 「負担なくして給付なし」という社会保険の原則をどう考えるか。等の観点から、対応を検討しているところである。

### 3 相談体制その他

#### (11) 資料提出

- ① 年金相談・広報に関する予算・決算及びその詳細な執行状況（直近のもの）
- ② 国民年金の納付対策に関する予算・決算及びその詳細な執行状況（直近のもの）
- ③ 政府広報に関する印刷部数、費用及びその財源
- ④ 社会保険業務処理マニュアル（最新版）
- ⑤ 社会保険業務センターの業務マニュアル
- ⑥ 年金記録の入力業者リスト（過去から現在までのリスト。下請けを含む）

## 年金相談経費

- 平成18年度において社会保険事務局等の個別の相談事業経費として予算措置し、また、実際に各社会保険事務局等へ資金交付（示達）した経費は以下の通りである。

(単位:千円)

事 項	予 算 額	執 行 額
社会保険相談員等に要する経費	3,850,763	5,212,432
社会保険相談員等研修に要する経費	10,463	7,447
社会保険出張相談所の開設に必要な経費	224,426	110,228
年金相談センターに要する経費	3,281,103	1,908,725
年金電話相談センターに要する経費	2,436,074	1,114,628
年金電話相談センター業務の民間委託に要する経費	77,993	70,797
中央年金相談室の相談業務に要する経費	1,793,916	958,906
<b>計</b>	<b>11,674,738</b>	<b>9,383,163</b>

(注)「社会保険相談員等に要する経費」の執行額については、社会保険事務所の謝金職員の謝金、通勤手当と一緒にで執行している年金相談センター及び年金電話相談センターの謝金職員の謝金、通勤手当を含んでおり、また、一般の経費とまとめて社会保険事務局に資金交付している社会保険事務所の謝金職員の社会保険料を除いている。

平成18年度 年金広報に関する予算・執行額

(単位:千円)

	事 項	平成18年度	
		予算額	執行額
新聞等のメディアを活用した広報	1 ねんきん月間(11月)における年金広報	225,414	224,257
	2 年度末の年金広報	216,019	213,780
リーフレット等の印刷物による制度周知	3 被保険者等に対するリーフレット等を活用した周知	286,553	114,026
	合 計	727,986	552,063

## 国民年金保険料収納対策経費

- 国民年金の収納対策の実施に当たっては、国民年金事業運営のための一般的な事務処理に要する経費と一緒に経理しているため、収納対策のみを取り出してお答えすることは困難である。
- なお、平成18年度に各社会保険事務局の個別の収納対策経費として予算措置し、また、実際に各社会保険事務局へ資金交付(示達)した経費は以下のとおりである。

(単位：千円)

事 項	予算額	決算額(資金交付等額)
国民年金推進員による戸別訪問の実施に要する経費	7,980,824	7,684,265
催告状の発行に要する経費	2,203,700	(注) —
電話納付督励の実施に要する経費	1,337,758	810,970
集合徴収の実施に要する経費	1,114,781	832,089
長期未納者に対する戸別訪問の実施に要する経費	323,352	76,843
強制徴収の実施に要する経費	246,591	168,933
所得情報を活用した免除勧奨の実施に要する経費	128,818	345,404
口座振替勧への移行勧奨に要する経費	406,083	396,675

(注) 「催告状の発行に要する経費」の決算額は、郵送料を他の郵便物の経費と一緒に経理しているため、お示しすることは困難である。  
なお、催告状の作成等に係る業務委託費(本庁一括契約)は、144,220千円である。



## 年金記録の入力業者リスト

事 項	平成14年4月～ 平成18年5月	平成18年6月～ 平成19年5月	平成19年6月～
記録整備等業務	(株)SBC	アシスト(株)	(株)SBC

※ 契約書等の会計書類の保存年限が5年であるため、確認が可能である平成14年度から現在までを記載している。

### 3. システム関係

#### 2 システム関係

- ① 最適化システムに関し、以下の点を含め、次回の委員会で説明していただきたい。
- ・ 入力される年金データへの信頼性を確保する技術的担保がされているか。  
(職員の不正アクセス防止、システム障害による一部記録消失の防止等)

- 1 最適化システムでは、基本設計においてセキュリティ対策の主な機能として次の機能を実装することとしている。

##### (1) 証跡管理

次の機能により、アクセスしたシステム利用者のシステムに対する行動を追跡可能にする。

- ① システム利用者、時刻、情報資産を特定するための証跡を確保する。
- ② 端末におけるログイン記録を取得する。
- ③ サーバにおけるアプリケーション利用記録を取得する。

## (2) ユーザ認証・Web アクセス制御

システム利用者の識別を行うことにより、システム利用者の権限に応じて、必要最小限の情報資産へアクセスできるようにする。

なお、システム利用者の識別に当たっては、平成 20 年 4 月から現行の磁気カードによる認証方式から生体情報による認証方式へ変更し、利用者認証の強化を図ることとしており、最適化後のシステムにおいても当該認証方式を継続することとしている。

## (3) 機器の二重化・データ保護

情報資産を格納するディスクは二重化構成とし、ディスクの一部が故障しても業務の継続を可能とする。

また、ディスク内の情報については、日次でバックアップを取得することとしており、ディスク装置の障害時には、当該バックアップデータと上記(1)の証跡ログ(更新データ)により、障害直前の状態まで復旧することを可能とする。

#### (4) アプリケーションによるエラー通知

対話型オンライン処理においては、業務端末から入力されたデータの処理結果がデータベースへ収録された場合には、データベースから業務端末に対し、正常終了した旨のメッセージをシステム利用者へ通知する。

また、データベースへの収録等に異常が生じた場合においては、データベースから業務端末へエラーメッセージを送信することにより、異常が生じた旨をシステム利用者へ通知する。

なお、システム利用者がエラーメッセージへの対応を失念した場合であっても、システム利用者が対応を行うまでメッセージを継続して送信する。

## 2 システム関係

- ① 最適化システムに関し、以下の点を含め、次回の委員会で説明していただきたい。
- ・ 今後、外注を進めたとき、現在のシステム見直しの内容で対応できるのか。

- 1 外部委託の対応については、今後予定される法律改正の取り込みと同様、最適化システムにおける開発規模（約400ks/年）を見込んでおり、機能の共通化が図られた当該システムにおいては、詳細設計以降の工程で取り込みが可能と想定している。
- 2 しかしながら、今後の最適化システムの調達については、基本設計を踏まえ、平成19年度から詳細設計以降の設計・開発業務に取り組むこととして、当該業務に関心のある供給者から当該業務に関する意見の提出を行うことができるよう平成19年9月5日を期限とする意見招請の公告（平成19年8月6日）を行ったところであり、これにより提出された意見等を踏まえ、平成22年度末を目標とする最適化計画の実施が可能となるよう詳細設計以降の設計・開発業務の調達の具体的な内容について、調達時期も含め検討していくこととしている。

## 2 システム関係

- ① 最適化システムに関し、以下の点を含め、次回の委員会で説明していただきたい。
- ・入札において競争環境を適切に確保するため、どのような取組を行っているのか。

- 詳細設計以降の設計・開発業務に関して、情報システムに係る政府調達の基本指針（2007（平成19）年3月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。）に基づき、平成19年9月5日を期限とする意見招請を実施しており、当該業務に関心のある供給者から提出された意見や、CIO補佐官等のご助言を踏まえ、調達仕様書（案）を修正し、入札公告を行うことを予定している。また、入札公告による調達仕様書の公示だけでなく、別途入札説明会の実施、基本設計書などについても、応札希望者への開示を予定している。

8月31日時点の提出資料について

I 既提出分で内容が不十分と考えられる点

(2) 新システム関係

1 年金機構の組織・業務内容が決まっていない段階で新システムの設計・開発の発注を延期する必要はないか（8月14日第3項目）  
機構の組織・業務内容の詳細が決まっていく課程で刷新システムを変更しても手戻りにならないことの説明が不十分ではないか。

- 1 新システムについては、基本設計が平成19年3月に完了したところ。
- 2 基本設計を踏まえ、平成19年度から詳細設計以降の設計・開発業務に取り組むこととして、当該業務に関心のある供給者から当該業務に関する意見の提出を行うことができるよう平成19年9月5日を期限とする意見招請の公告（平成19年8月6日）を実施したものであり、これにより提出された意見等を踏まえ、詳細設計以降の設計・開発業務の調達の具体的な内容について、調達時期も含め検討していくこととしている。
- 3 年金記録管理システムにかかる必要な整備は着実に実施する必要があり、業務の分類等が現時点で明確でない面はあるが、年金業務の内容は一貫しており、所要の準備を行うこととするもの。

(2) 新システム関係

2 「新たな年金記録管理システムの導入」について、その内容、スケジュール及び取組状況の説明（8月14日その2）

最適化の実施項目、同項目ごとの実施スケジュール、新システム全体のスケジュール及び調達のスケジュールについて、より具体的に示すべき。

- 1. 旧式の記録管理システムについては、政府全体のレガシーシステム見直しの中で、平成18年3月に策定した「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づき、平成18年度から平成22年度までの5年間でオープン化による再構築を行うこととしており、平成18年8月から基本設計を「適用業務ソフトウェア」、「徴収業務ソフトウェア」、「給付（受付・通知等）業務ソフトウェア」、「支援系システム業務ソフトウェア」及び「基盤ソフトウェア及び全体開発管理」の5分割で実施し、平成19年3月（支援系については、平成19年1月）に完了したところ。
- 2. 基本設計を踏まえ、平成19年度から詳細設計以降の設計・開発業務に取り組むこととして、当該業務に关心のある供給者から当該業務に関する意見の提出を行うことができるよう意見招請の公告（平成19年8月6日）を実施したものであり、これにより提出された意見等を踏まえ、詳細設計以降の設計・開発業務の調達の具体的な内容について、調達時期も含め検討していくこととしている。